

## 建築基準法第44条第1項ただし書許可に係る事前同意基準

宮城県建築審査会 平成12年 7 月 21日

改正 平成20年 1 月 15日

建築基準法第44条第1項第二項の規定による許可の申請があり、その建築物が下記のいずれかに該当する場合は、知事は当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

### 記

第1 有料道路の料金徴収所

第2 バス等の停留所の上屋で道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供するもの